

令和4年度

特殊詐欺対策電話機等購入費補助金 について



高齢者を対象とする特殊詐欺被害が多発していることから、被害の未然防止を図るため、65歳以上の高齢者が「特殊詐欺対策電話機等」を購入する場合に、その費用の一部を助成します。

《主な要件》

○対象となる方 市内に在住し、令和4年度中に満65歳以上となる方

○補助対象機器（次のいずれかの装置）

- ・通話録音装置 固定電話に取付け、通話内容を録音する機器で、電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える機能を有する機器
- ・着信拒否装置 固定電話に取付け、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する電話番号からの着信を自動で判別し、着信を拒否又は通知する機能を有する機器
- ・通話録音装置の機能又は着信拒否装置の機能を内蔵する固定電話機

○補助金の限度額（1世帯で1回限り）

購入費用の2分の1で、上限5,000円まで（100円未満の端数切り捨て）

○補助対象期間 令和4年4月1日(金)から令和5年3月31日(金)までに装置の購入を完了したもの

その他、対象となる方や補助対象機器に要件がありますので、設置する前に必ず裏面（次ページ）もご確認ください。

お問い合わせ

長久手市役所 暮らし文化部 安心安全課（市役所北庁舎2階）電話番号：0561-56-0611
開庁時間：平日8時30分から17時15分まで 閉庁日：土日祝日、年末年始

《対象となる方》

1 市内に住所を有し、住民登録されており、令和5年3月31日現在で満65歳以上となる方

2 その他本補助金の申請書に記載の誓約事項を確認し、遵守することを誓約できる方

《補助対象機器》

・通話録音装置 固定電話に取付け、通話内容を録音する機器で、電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える機能を有する機器

・着信拒否装置 固定電話に取付け、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する電話番号からの着信を自動で判別し、着信を拒否又は通知する機能を有する機器

・通話録音装置の機能又は着信拒否装置の機能を内蔵する固定電話機

購入予定のものが補助の機器であるか不明な場合は、事前にご相談ください。

(公財)全国防犯協会連合会の優良防犯電話推奨品を参考にしてください。

<http://www.bohan.or.jp/suishou/denwa.html>

※優良防犯電話推奨品にスマートフォン及び携帯電話（ガラケー）が含まれますが、これらの機器は対象外となりますのでご注意ください。

《申請手続》 購入後速やかに提出（郵送可）。最終締切 令和5年3月31日（金）（必着）

交付申請書兼実績報告書記載の要件を満たすことを確認のうえ、申請書に次の必要書類を揃えて安心安全課まで提出してください（なお、申請は1世帯につき1回限りです）。

《申請書及び必要書類》（①、⑤は安心安全課窓口、市ホームページで取得）

①交付申請書兼実績報告書

②領収書等の写し

③設置費等を含む場合、内訳がわかる明細書（該当者のみ）

④カタログ等、特殊詐欺対策電話機等の機能が確認できるもの

⑤請求書（申請時に提出も可能です。）

⑥請求書に記載する振込先銀行口座通帳の表紙の写し（金融機関名・口座番号・名義を確認）